

大地の声



柏市富里の谷田貝俊昭さんは、幅広いお付き合いの中で得た知識と技術を取り入れながら、夏場は枝豆と夏野菜を栽培して直売所へ出荷、それ以外の時期は小かぶを栽培して大田市場と直売所へ出荷しています。昨年、長女の菜月(なつき)ちゃんが誕生。昼は仕事、夜は菜月ちゃんをお風呂に入れたり、公私ともにお忙しくなりました。

詳しくは12ページをご覧ください

千葉県下で初めての快挙です！—JA

このたび当JAは、共済の令和2年度指標目標全10項目をすべて達成しました。全10項目の達成は千葉県下初の快挙となります。この快挙に対し、1月21日に千葉市の農業会館で、全共連千葉県本部の林茂壽運営委員会会長から勝田実組合長へ、全共連と同千葉県本部からの特別感謝状が授与されました。

快挙達成は、ひと・いえ・くるまの総合保障の提供に向け、常勤役員の指揮のもと、「全戸訪問活動」と「ひと保障推進の強化」を重点的に取り組んだ事が大きな要因になりました。特にひと保障は、高度な提案力が必要であり、ライフアドバイザー全員の共通課題として取り組みました。当JAでは皆様に満足していただける総合保障の提供を目指し、更に努力してまいります。



林茂壽運営委員会会長(写真左)から勝田実組合長(写真右)へ特別感謝状が授与されました

地元産の良品質大豆で味噌作り—野田地区女性部



作業を行う野田地区女性部の皆さん

野田地区女性部は1月18日から2月17日にかけて、野田地区経済センター加工所で、新型コロナウイルスの感染予防を考え、密にならないように注意しながら各支部のグループごとに味噌作りを行いました。

部員の皆さんは、野田市産の大豆を使って米麴を作る作業、米麴と煮た大豆を混ぜ合わせる作業を行い、グループごとに30kg～60kgの味噌を仕込みました。作業を終えた部員の皆さんからは「蒸かした今年大豆は

とても味が良いので味噌が出来上がるのが楽しみです」といった声が上がっていました。なお加工所では、地域の皆さんによる味噌作りが4月中旬まで続きます。

今年は静かに味噌作りを行いました—西船地区女性部

西船地区女性部は1月12日から2月5日にかけて、西船地区多目的ホールの調理室で、延べ55名が参加して、グループごとに味噌作りを行いました。

例年味噌作りは楽しく会話をしながら行っていますが、今年は新型コロナウイルスの感染予防を考えて、会話を控えめに行いました。部員の皆さんは、米麴作りを行った後、その米麴と煮た大豆を混ぜ合わせ計59樽を仕込みました。なお、味噌はじっくりと寝かせて、夏の終わりに天地返しを行い、秋口には出来上がる予定です。



作業を行う西船地区女性部の皆さん

人の動き

()内は旧任

人事異動

令和3年1月1日付

風澤 央葉 金融部 野田地区ローンセンター
(川間支店)

渡邊 正俊 金融部 課長代理 柏・我孫子
地区ローンセンター
(東部支店 支店長代理)

佐藤 淳 金融部 課長代理 柏・我孫子
地区ローンセンター
(柏支店 支店長代理)

中島 渉 金融部 係長 柏・我孫子地区
ローンセンター(風早支店 係長)

堂新橋大輔 金融部 柏・我孫子地区ローン
センター(金融部)

遠藤 憲一 うめさと支店 支店長代理
(うめさと支店 支店長代理
ライフアドバイザー)

織屋 亮祐 うめさと支店 ライフアドバ
イザー(うめさと支店)

五月女明宏 旭支店 支店長代理
(二川支店 支店長代理)

寺田 孝 七福支店 支店長代理
(七福支店 支店長代理 ライ
フアドバイザー)

齋藤 隆弘 七福支店 係長 ライフアドバ
イザー(七福支店 係長)

令和3年1月1日付つづき

保科 晴香 七福支店(中根支店)

長谷川恵美 二川支店 係長(川間駅前支店
係長)

平井 智 川間駅前支店 支店長代理
(川間駅前支店 支店長代理
ライフアドバイザー)

逆井 一樹 川間駅前支店 ライフアドバ
イザー(川間駅前支店)

齋藤美希子 西船支店(旭支店)

荒木 玲子 行田支店 係長(金融部 係長)

荒井 澄枝 土支店 係長(行田支店 係長)

染谷倫太郎 東部支店 ライフアドバイザー
(東部支店)

柳澤 啓太 東部支店(土支店)

倉澤 涼 東部支店 ライフアドバイザー
(東部支店)

令和3年1月31日付

平野 比子 退職(土支店)

令和3年2月1日付

濱島 渉 相談部野田出張所副所長
(旭支店副支店長)

永村 賢一 旭支店副支店長
(福田支店支店長代理)



JAバンク千葉優遇プログラム

～JAマイステージ～

サービス開始!

2021.5/25(火)

優遇対象となった方は、翌月25日から翌々月24日まで

1 JAネットバンクでの振込手数料が最大3回まで無料! (2021年5月25日(火)～)

▶JAネットバンク上で振込手数料の発生する取引が対象です。(他JA、他行宛等)

2 提携ATM入出金手数料が、時間帯問わず、最大5回まで無料! (2021年9月25日(土)～(予定))

▶提携ATM(ローソン銀行、イーネット、セブン銀行、ゆうちょ銀行)の入出金手数料が対象です*。

対象となるお客さまは? どんな取引が対象になるの?

- ▶個人のお客さまであればどなたでも対象になります。*1
- ▶申込手続きは不要です(自動的に申込となります)。申込費・年会費もかかりません。
- ▶JAとのお取引内容(給与・年金受取、販売代金受取、JAカード支払、公共料金、貯金残高、ローン残高、組合員資格等)を毎月末時点でポイントに換算します(初回判定月は2021年4月)。*2
- ▶合計得点に応じて、お客さまごとにステージ1、ステージ2、ステージ3の3段階のステージを設定させていただきます。翌月25日～翌々月24日までの1か月間、ステージに応じて各種手数料の優遇を行います。



コンビニATM無料サービスの終了について

▶JAバンク千葉優遇プログラムのサービス開始とあわせ、2021年9月30日(木)をもちまして、コンビニATM無料サービスを終了予定です。

▶JAバンク千葉は、今後も利用者の皆さまにご満足いただけるように、一層のサービス向上に向けてまいりますので、今後とも愛顧ください。ますますお願ひ申し上げます。



くわしくはお近くの支店窓口までお問い合わせください。



どうなる？

准組合員の 事業利用規制

令和3年3月末に議論・検証の期限を迎えます

今月号では

准組合員の事業利用規制の経過について報告をします。

農業WGの意見

平成二十六年五月に当時の首相の諮問機関である規制改革会議農業WG（ワーキンググループ）が「（農協の）准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない」という意見を公表したのです。

この背景には、農業協同組合は農家の所得向上をめざすために「農業者のための組織であるべきだ」とする当時の政府の考え方がありました。この意見をうけて平成二十六年六月十三日規制改革会議は、農協の組合員のあり方について次のように答申をしました。

「農協は、農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で農業者ではない准組合員の人数が正組合員を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定した姿とは大きく変容しているとの指摘がある。したがって、農協の農業者の協同組合としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」



改正農協法の成立

私達は、このことが政府のめざす「農家の所得向上」にどうつながるのか理解できなかったのです。

加えて「政高党低」といわれていた官邸主導の農協改革に不満をもっていた議員からは、急進的な改革案に対する意見が続出しました。事態が紛糾するかと思われた矢先、あっけない幕切れとなるのです。

当時の報道より引用します

平成二十七年二月一日

官邸は、自民党農林議員幹部に次の提案を受け入れるように要求した。

- ① J A 全中を一般社団法人化する
- ② J A 全中が持っていた監査権限を民間公認会計士に
- ③ 地域農協の理事の過半数を経営や農産物販売のプロにする

いずれも「規制改革会議」が提言した内容で、党内の議論で慎重な意見が出たものばかりであった。当然、農林議員幹部が受け入れられるものではなかったが、官邸はこれを見越して四つの提案を準備していた。三つの項目

を受け入れたら「准組合員の利用規制は先送りする」と言ってきた（農林議員）結果として、農林議員もこれを受け入れざるえなかった。

真偽のほどは定かではありませんが、これが、政・官・学を巻き込みさまざまな議論を経て、平成二十七年九月に改正農協法が公布。翌年、平成二十八年四月に施行されます。准組合員の事業利用規制については、下記にあるとおり改正農協法附則第五十一条三項に規定されました。

改正農協法附則第五十一条〈第3項目〉のポイントは、改正農協法が施行された五年を経過するまでの間調査を行い検討を加えて結論を得るとしているのです。このことから「5年後条項」といわれています。



改正農協法附則の ココがポイント！

改正農協法施行後

これまでの間、JAグループは、政府与党に要請・協議・説明を行いました。その結果、令和元年七月の第二十五回参議院選挙自民党の公約では「JAグループが創意工夫により取り組んでいる自己改革を後押しします。准組合員の事業利用に関する規制の在り方については農協組合員の判断に基づくとします」となり、平成二十六年の「准組

改正農協法附則第五十一条

〈第1項〉（略）

〈第2項〉

政府は、この法律の施行後5年を目的として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

〈第3項〉

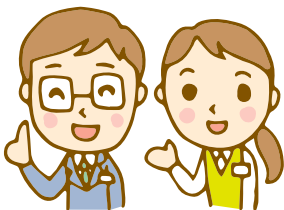
政府は、准組合員（新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう。以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過するまでの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同第二項第一号の規定による会員をいう。）及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況について調査を行い、検討を加えて結論を得るものとする。

合員の事業利用は正組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない」とする意見からは、JAグループは押し返したと言えます。

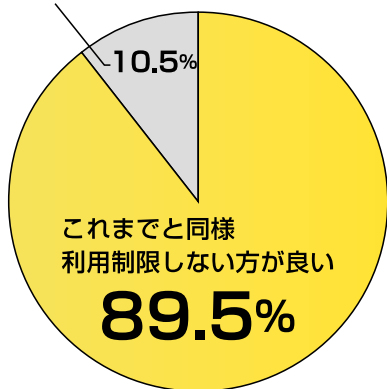
また、JAグループは、自己改革にかかる全組合員調査を実施し、回答者の約九割から「准組合員の事業利用の制限はすべきではない」という結果を得ています。（左記のグラフはJA全中が令和二年七月に公表した。「JAの自己改革に関する組合員調査」の結果から「准組合員の事業利用制限」の部分のみ抜粋）



農協組合員は准組合員の
利用制限を望んでいない



利用制限はした方がよい



准組合員の事業利用制限 (%)

令和二年七月 規制改革推進会議の答申

そして、再び局面は変わりました。令和二年七月十七日に公表された規制改革推進会議は、准組合員の事業利用制限については触れず「これまでの農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる（改正農協法施行後五年（令和三年四月）を目処に検討・結論、必要に応じて速やかに措置）」と答申したのです。

准組合員の事業利用制限ではなく、准組合員の意思反映に論点がすり替わってしまったようです。我々の目指す准組合員を含めた地域の協同組合という姿は崩されることはないのでしょうか。その結論は令和三年三月末以降に示されることとなります。

〈地域農業の応援団〉 私たちJAグループが目指すもの

私たちJAグループは、准組合員を含めた地域の協同組合であることです。そして、信用・共済・購買・その他の事業Ⅱ総合事業を営む協同組合であることです。それが、組合員にとって適切な事業方式であるからです。